

をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 公立の小学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費 三分の一

二 公立の中学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一

三 公立の中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

五 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一

六 公立の義務教育諸学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費 三分の一
前項第一号及び第二号の不正常授業の範囲、同項第五号の適正

な規模の条件及び同項第六号の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の種類)

第四条 前条第一項各号に掲げる経費の種類は、本工事費及び附帯工事費(買取その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買取費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 第三條第一項第一号から第四号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日(政令で定める集団的な住宅の建設に基いて五月二日以降政令で定める日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生じた場合には、文部大臣の定める日)における当該学校の児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当りの基準坪数は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める児童又は生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の児童若しくは生徒の数、当該学校における一学級の平均収容児童数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

第七条 第五條の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行うおとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

第八条 (工事費の算定方法の特例)
第五條第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、当該学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができ部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を保有坪数とする。

第九条 第三條第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四條の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に關する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第十一条 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

第十二条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。

第十三条 (昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金)
昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては、なお従前の例による。

第十四条 (公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止)
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十一年法律第四十七号)は、廃止する。

第十五条 (鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五條の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。)

第十六条 (事務費の算定方法)
第九條 第三條第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四條の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第十七条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に關する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第十八条 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

第十九条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。

第二十条 (昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金)
昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては、なお従前の例による。

第二十一条 (公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止)
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十一年法律第四十七号)は、廃止する。

第二十二条 (鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五條の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。)

第二十三条 (事務費の算定方法)
第九條 第三條第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四條の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第二十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に關する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第二十五条 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。

第二十七条 (昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金)
昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金に關しては、なお従前の例による。

第二十八条 (公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止)
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十一年法律第四十七号)は、廃止する。

第二十九条 (鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五條の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。)

第三十条 (事務費の算定方法)
第九條 第三條第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四條の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

4 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

公立学校施設費災害復旧費国庫負担法

第一条中「公立学校の施設の整備を促進するため」及び「及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設」を削る。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「施設」とは、建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

第三条及び第四条を次のように改める。

(国の負担)

第三条 国は、公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、その三分の二を負担する。

(経費の項目)

第四条 前条に規定する経費の種目は、本工事費(附帯工事費)買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費及び設備費(以下「工事費」と総称する)並びに事務費とする。

第五条の見出し中「事業に要する」を削り、同条第一項中「公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費」を、前条に規定する工事費に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条に規定する事務費は、前

項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第六条から第十一条までを削り、第十二条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県への事務費の交付)

第七条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

第十三条及び附則第三項を削る。

(危険校舍改築促進臨時措置法の一部改正)

5 危険校舍改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法

第一条中「並びに公立の義務教育諸学校及び高等学校の危険校舎」を、及び公立の高等学校の危険建物に、「当該危険校舎」を、当該危険建物に、「これらの学校」を「公立の高等学校」に改める。

第二条から第七条までを削り、第一条の次に次の九条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校並びに盲学校及び聾学校の高等部をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎を

いう。

(国の補助)

第三条 国は、公立の高等学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費について、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その三分の一以内を補助することができ

る。

2 前項の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の項目)

第四条 前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費及び附帯工事費(買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次の各号に掲げる坪数のうちいずれか少い坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に

乗じて算定するものとする。

一 生徒一人当りの基準坪数に

乗じて算定するものとする。

二 当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の生徒の数を乗じて得た坪数

二 当該改築を行う年度の五月一日における保有坪数

(生徒一人当りの基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の生徒一人当りの基準坪数は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の生徒の数、当該学校における一学級の平均収容生徒数、当該学校の学科の種類又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(二坪当りの建築の単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該改築を行うおとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条の規定により工事費を算定する場合において、同条第二号に掲げる坪数が同条第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができている部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、生徒一人当りの基準坪数に基く改築後の校舎が生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除し

た坪数を危険でない部分の坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

(事務費の算定方法)

第九条 事務費は、前四条の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(地方財政法の一部改正)

6 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費

第三十四條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

(戦災復旧に要する経費についての特例措置)

7 前項の規定による改正前の地方財政法第三十四條第一項第二号の規定による学校の戦災復旧に要する経費についての国の負担に關しては、当分の間、なお従前の例

による。

(新市町村建設促進法の一部改正)
8 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

理由

公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、従来の国の負担又は補助に関する法律を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松永國務大臣 今回政府から提案いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法案について、提案の理由と内容の概要を御説明いたします。

およそ、義務教育については、国民のすべてに対して、その妥当な規模と内容とを保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるために国が重要な責任を有するものであることは、言うを待たないところと存じます。この目的を達成するために、義務教育諸学校の教職員の給与費及び義務教育の教材に要する経費については、つとに義務教育費国庫負担法が制定され、これらの経費に対する国庫負担の制度が確立されていたのでございますが、教職員給与費及び教材費等と並んで義務教育費の基本的要素をなす施設費に

ついては、いまだそのような国庫による財政負担の制度の確立をみていなかったものであります。公立学校の施設に要する経費につきましては、戦前は、設置者負担の原則がとられており、きわめて例外的な特別な場合にのみ国庫の援助が行われたにすぎませんが、戦災復旧、災害復旧及び六三制の実施に伴う急激な学校建築の必要性に際して、戦後初めて国庫負担の制度が創設され、続いて戦中戦後の資金資料の統制、軍用施設への転用等のため改築のできなかった危険校舎の改築を促進するために、危険校舎改築促進臨時措置法が制定され、また小学校における二部授業等の不正常授業の解消のために公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法が制定され、漸次、公立学校の施設整備費について国庫がその一部を援助する体制が整ってきたのであります。しかしながら、この体制は、戦災復旧あるいは義務教育年限の延長に伴う施設の整備費について国庫負担をするという建前上、限定的性格のものであり、また、その根拠法規の名称が示す通りの危険校舎の改築費に関する、あるいは公立小学校の不正常授業解消のための校舎整備費に関する臨時的な国庫補助制度であり、最近この体制の存続について少からず不安を持つ地方公共団体が生じ、公立学校施設の整備について安定した計画の樹立に困難を感ずるという実情があったのであります。

このような事情を反映して、さきの第二十六国会におきましては、衆参両院は、義務教育の重要性和地方財政の実情とにかんがみ、公立義務教育諸学校の施設等について、政府がすみやかに、必要な措置を講ずべきことを、附帯決議として議決されたのであります。政府としましては、以上のような沿革と実情を深く考慮し、わが国の義務教育諸学校における教育の円滑な運営に資するため、今回義務教育諸学校の施設に関する従来の法律を統合し、公立義務教育諸学校の施設の整備に要する経費について、国がその一部を負担する制度を確立したいと考えてるのでございます。これがこの法律案を提案する理由でございます。

次に、この法律案の内容の概略を申し上げますと、まず第一に、さきに提案の理由において述べました通り、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の施設の建設に要する経費について、国がその一部を負担することを定め、これにより、義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを企図しております。

第二に、国庫負担の対象とこれに対する国の負担率を定めました。すなわち、公立の小学校及び中学校の不正常授業を解消するための校舎の整備費、中学校屋内運動場の整備費、盲学校及びろう学校の小学部及び中学部の校舎、屋内運動場、寄宿舎の整備費、学校規模を適正化するために公立の小学校を統合したことに伴う校舎の整備費、義務教育諸学校の危険建物の改築費について、それぞれ国が二分の一または三分の一の負担割合をもって、建築費の一部を負担することを定めております。以上が、この法律案の骨子でございますが、その他国の負担すべき経費の種目、経費の算定基準、都道府県への事務費の交付、この法律の実

施に伴う関係法の改廃等について規定しております。

なお、この法律の適用は、本年四月一日からいたしております。

以上がこの法律案の提案の理由と、その内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下されいますようお願い申し上げます。

○山下委員長 次にこの法案に対して補足説明を許します。小林政府委員。

○小林(行)政府委員 ただいま文部大臣から御説明申し上げました義務教育諸学校施設費国庫負担法案について補足説明をいたします。

この法律案は、本則十一条及び附則七項からなっております。まず、第一条には、この法律の目的を規定いたしております。すなわちこの法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の施設の建設に要する経費について、国がその一部を負担することを定め、もって義務教育諸学校における教育の円滑な実施をはかることを目的とするものであることを明らかにしてあります。

第二条では、用語の定義を規定しております。第三条では、国が負担する経費の種類と、これに対する国庫負担の割合を列記しております。

同条第一項第一号は、小学校における不正常授業を解消するための校舎の新築または増築に要する経費の三分の一を国が負担することを規定したものであります。これは従来の公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法に規定されていたものを、恒久的な制度とし

て新法律案に取り入れたものであります。

第二号は、中学校における不正常授業を解消するための校舎の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担することを規定したものであります。これは公立学校施設費国庫負担法に規定されていた、義務教育年限の延長に伴う中学校校舎の整備費に対する国庫負担制度を継受したものであります。従来は国庫負担の対象となる中学校の校舎の新築または増築については、その建築の理由が義務教育年限の延長に起因するものに限られていたものであります。今回は、小中学校の校舎の整備と同様に不正常授業の解消のための新築または増築に要する経費を国庫負担の対象とすることとしたのであります。

第三号は、中学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担することを規定したものであります。これは従来法律には根拠がなく、単に予算補助として行われていたものであります。今回法的根拠を与えたものであります。

第四号は、盲学校及びろう学校の小学部及び中学部の建物の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担することを規定したものであります。これは義務教育年限の延長に伴う施設の建築費に対する国庫負担制度として、公立学校施設費国庫負担法に規定されていたものを継受したものであります。

第五号は、公立の小学校または中学校を適正な規模にするため、統合したことに伴って必要となった校舎の新築または増築に要する経費の二分の一を

国が負担することを規定したものであります。これは、町村合併に伴う学校の統合のみならず、教育の必要性から学校規模を適正化するために、学校を統合することに伴って必要となった校舎の新築または増築を、国庫負担の対象とするものであります。

第六号は、構造上危険な状態にある義務教育諸学校の建物の改築に要する経費の三分の一を負担することを規定したものであります。これは、従来危険校舍改築促進臨時措置法に規定されていたのを、今回恒久的な負担制度として新法律案に移したものであります。なお、本条第二項においては、本条第一項に規定する負担の対象を明確にするため必要な事項として、不正常授業の範囲、適正な規模の条件及び構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項を政令で規定することとしてあります。

第四号では、国が負担する経費の種目は、本工事費及び付帯工事費並びに事務費であることを規定したものであります。これは、従来の施設費に關する負担法または補助法におけるこれと同種の規定をそのまま踏襲したものであります。

第五号は、工事費の算定方法を規定したものであります。これも従来の同種の法律の規定と同様の規定を設けたものであります。新築、増築の場合は、児童、生徒一人当りの基準坪数に、児童または生徒の数を乗じて必要坪数を算出し、それから保有坪数を差し引いて国庫負担の対象となる坪数を算出する方法を採用しており、危険建物の改築の場合は、右の必要坪数と保有坪

数のうちいずれか少ない方から危険でない坪数を差し引いて資格坪数を算出する方法を採用しております。そして、これらの資格坪数を、一坪当りの建築単価に乘じて経費を算定することとしてあります。

第六号は、前条の規定により、工事費を算定する場合の児童、生徒一人当りの基準坪数の定め方について規定しております。すなわち、基準坪数はすべて政令で定めるところとして、いすもが、その定め方は学校の種類別及び建物の区分別に、それぞれ異なる標準的な坪数を定め、これに当該学校の児童、生徒数、一学級平均収容児童生徒数及び所在地の積雪寒冷度に応じ、補正を加えることとしてあります。

第七号は、第五号の規定により工事費を算定する場合の、一坪当りの建築単価の定め方を規定したものであります。この建築単価は、建物の構造別に建築費の時価を参照して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定めることとしてあります。

第八号は、第五号の規定により、工事費を算定する場合の特例を規定したものであります。当該学校の校舎の保有坪数のうち、教室に使用することのできる部分がきわめて少いこと等の特別の事由があるため、通常の算定方式で算出した坪数に基いて新築、増築または改築を行なったのでは、教育上著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより特例を認めることとしたものであります。また、鉄筋コンクリート作りの建物の場合、同一空間を作るためには、木造の建物に比し若干多くの建坪を必要とするので、坪数の計算を行う場合政令の

定めるところにより、一定の比率で換算して計算することを定めております。

第九号は、事務費の算定方法を規定したものであります。事務費は、工事費に政令で定める割合を乘じて算定することとしてあります。

第十号は、都道府県の教育委員会への事務費の交付について規定したものであります。都道府県の教育委員会は、国庫負担金の交付、返還等に関する事務を行うものでありますから、この事務を行うのに必要な経費を都道府県に交付することを定めたものであります。

第十一号は、この法律における本校及び分校の取扱について規定したものであります。この法律では、本校及び分校は、それぞれ一つの学校とみなして取り扱うこととしてあります。

なお新法律案は、従来の公立学校施設費国庫負担法等に比し、相当に大幅に条文の整理をした形になっておりますが、これは補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律が昭和三十年九月二十六日から施行され、負担金の交付の申請、決定、取り消し、停止及び報告等に関する事項、その他手続的事項はあげて同法の系列による規定の運用にゆだねられることとなったからであります。

復旧に対する国庫負担の規定を残したものであります。従いまして公立学校施設災害復旧費国庫負担法と改めたわけでございます。

附則第四項は、危険校舍改築促進臨時措置法中、高等学校に關する部分を残し、その他の部分を削除したものであります。従って、題名も公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法と改めるものであります。

附則第五項及び第六項はこの法律案の実施に伴う地方財政法の一部改正について、附則第七項は、新市町村建設促進法の一部改正について規定したものであります。

以上この法律案の概要について御説明申し上げました。

○山下委員長 この法律案に対する質疑は追って行うことといたします。

○山下委員長 この際お諮りいたします。目下社会労働委員会において審査をいたしております職業訓練法案に關しましては、本委員会といたしましても重大な関心を有するところでございます。つきましては職業訓練法案に關し、社会労働委員会に対し連合審査会の開会を求めたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたします。

なお連合審査会開会の日時等につきましては所管の委員長と協議することとし、その取扱いは委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたし、さよう取り計らいします。

○山下委員長 次に日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

質疑を許します。佐藤觀察郎君。

○佐藤觀察郎 文部大臣にお尋ねしますが、育英会のいろいろな予算がだんだんふえてくることはけっこうであります。文部省は大蔵省に對してどのくらいの子算を請求されてこのふうふうにきまつたものであるのか。育英会の金額につきましては、まあ多ければ多いに越したことはないけれども、文部大臣はどのくらいの見通しのものであるかというふうな、そういう考え方を一つ承わりたいと思います。

○緒方政府委員 まず予算の数字でございます。三十三年度の政府貸付金の予算総額は四十二億四千四百万円でございます。この中にはたゞいま御審議願っております進學保障制度に要する金額が一億八千万入っております。それで文部省といたしましては、この進學保障制度にいたしましては、従来の一般の奨学金にいたしましては、相当ワックを拡大して要求いたしました。その額は、要求した額は約二十億といたしまして、結局来年の予算の総額といたしましては四十二億四千四百万円というものを計上いたしておる次第でございます。

○佐藤觀察郎 育英会は文部省の外郭団体として非常に有力な団体であり

ますが、文部大臣はこれに対してどのくらい熱意を持っておられるのか、そのことを一つ大臣からお伺いしたいと思っています。

○松永国務大臣 世の中に非常に向学心に燃え立っている青少年が、家貧しいがためにその進学の目的を達することができないという気の毒な生徒が相当ございます。しかもそれが優秀な頭脳を持ち、だれが見ても将来国家の中堅となるような子供たちを、何とか国家の手でこれを救い上げて、そうして朗らかな気持ちで勉強に励ませたい、こういう考えで、従来この育英事業をやっておるのでございます。特に本年はそうした子供たちが中学に間に、いずれも家貧なるがために、中学を出てからすぐ実業につかなければならぬ、工場に通わなければならぬ、あるいは農業にいそまなければならぬというような立場にある中学卒業前の子供たちで、校長その他の人々の認定による優秀な頭脳を持っておりと認められた人を、一定の規格の試験をいたしまして、そうしてそれを中学に保蔵してやる、そうしてその子供たちに、たゆまず向学心を中絶せずに高等学校に進ましてやる、それに対して三千円ずつの保障を出してやる、こういうことなのでございますが、実はこういう制度をもっと拡大しまして、そうして五千人という計画であります、私たちの方ではもっとこれを大きくしたいというふうに企てておったのでございますが、まずとりあえず本年度だけは五千人ということに、予算の関係もありまして、財政上の都合もありま

すので、やって、そうしてさらに必要に応じて拡大していきたいというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 育英会の貸与によつて多数の者が便利を受けることは同慶の至りでありますが、聞くところによると、これは総花主義になっておつて、多数の者に二、三千円程度のもので貸す、それがために借り得であるというふうな空気がみなぎって、あまり困らぬ者までも小づかいがわりに借りるといふようなこともあるようでありますが、こういうことでは私は意味をなさぬ、これは一人当りの金が二、三千円では少な過ぎるので、その結果アルバイトをやつて学校に行くといふことになりまして、非常にそこいろいろな弊害が起きるようになると思つておりますが、もう少し一人当りの金を増してやる方法はないのか、もう少し多く貸せば、当然これがほかのアルバイトをやらぬでも勉強をするようなことになりまして、そういうふうなことで、もっと額をふやして貸すような方法は無いのか、これは緒方局長から聞きたいと思つております。

○緒方政府委員 現在の一般奨学金の金額は、高等学校で千円、大学で二千円または三千円になっております。しかしこれはただいま御指摘のように、そうあまり広くなり過ぎておるといふふうに私も考えておりません。志願者のうち大体今貸すことのできるパーセンテージは三〇%ぐらいでございます。戦後の経済変動のために高等学校、大学へ出すということは相当な家庭でも非常に困難な経済的な実情でございますので、私もはむしろやはり一般奨学金につきましてはワックを

方法はないのか、あるいは現在どのくらい志願者——五千人というのはどのくらいの比率になっておられるのか、緒方局長に伺います。

○緒方政府委員 一般の奨学生の志願と、それからこれに对应いたします率とは先ほど申しましたように志願者の三〇%ぐらいしか出せていない実情でございます。今度の五千人を目標にいたします特別奨学制度につきましても、まだその志願者が幾らぐらいいつて、その割合がどうかということ実は私はつきり出ませんけれども、しかし私も一応の目安として考えておりますのは、低所得の階層の子弟を考へます場合に、従来の進学の実情を見ますと、進学率の非常に低下しておりますところ、これは年間所得十八万円以下でございますけれども、これの子弟、中学生が三十三万ぐらいいつて、そのうちから五千人選ぶということでございます、これは率にいたしますと一・五%になります。特に成績優秀であつて、いわゆる秀才といふものが大体どれくらいのパセンテージあるかということでございますけれども、これは大体一%から二%、三%ぐらいいつて、これをねらえば、大体その中に含まるだろうということでございます、今度の五千人ということ、今申しましたようなことから考えまして、一・五%ぐらいいつて當るわけでございます。なおこれは今後の実績を徴しなければなりませんけれども、これくらいで真に優秀な資質を持っている中学生を引き上げていくにはまあいいんじゃないかなるか、かように考えております。

○佐藤(観)委員 特別奨学金をもらつておる学生が途中で優秀性を失つたというふうな場合には、中途でどういふような処置をとられるのか、その辺のところを一つ……。

○緒方政府委員 これは優秀性を持続します限り大学生まで進学を保障していくという考え方に基く制度でございます。しかしそれが特に学業の途中で本人の責めに帰するような、なまけて学業が非常に落ちたとか、あるいはまたそのほか学業は落ちませんでも、悪いことをして退学になったというふうな場合には、これは当然その特別奨学生であることを取りやめるといふことに相なります。そういう措置にいたしたいと思つております。

○佐藤(観)委員 最後に大臣にもう一つお伺いしておきますが、憲法には教育の機会均等ということがうたわれておるわけでございます。先ほど大臣のお話があったように、秀才でも貧乏であるために大学までいかれぬという人がたくさんあると思つております。しかし予算の関係もありまして、一時にはそれは簡単にはいきませんし、先ほど申しましたようにわずかに二、三千円を借りておるためにアルバイトをやる、アルバイトをやつておつて学業はできぬから、中途でせつかくの意図が働いているというふうなことがあるので、そういうふうな人に対して、一ペんにはできませんけれども、今後どのような処置をしてこの矛盾を解決していくのか。またこの育英会の発展も非常に望ましいけれども、何かほかの方法でこれ以外に奨学資金を出すような方法はないのか、その辺のことについて大臣から御所見を承りたいと思つております。

○松永国務大臣 佐藤委員の御質問まことにござつともだと思つております。一生

懸命勉強しておる青年たちが、やはり国家から支給する金では足りませんで、そうしていろいろアルバイトをやるとか、いろいろの方法で金を作つて、そして学費の一端に資しようとするようなことがないとはいへません。しかしそういう面も何とかせねばならぬと思ひまして、実は文部省内でも、もっと最の上においてもたくさんの人々にこうした恩恵を与えるように、さらに資金の面でももう少し何とかできないかというので研究をしておつたのですが、中教審にも一つ諮問をしよう、今その諮問案を作つておるところであります。何とかさういう中教審あたりのお知恵を拝借して万全を期したいというふうに考へております。

○佐藤(總)委員 最後、これは要望です。育英会の問題は非常に重要な問題でありまして、文部省も教育の責任者として、今後一そうこの育英会の発展のためにできる限りの予算をとられるよう大臣に要望しまして、私の質疑を終わります。

○山下委員長 他に質疑の方はございせんか——なければ、これより直ちに本案に対して採決に入りたいと存じますが、御異議ございせんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、これより採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

○山下委員長 起立総員。よつて本案は全会一致原案の通り可決せられました。

なおお諮りいたします。ただいまの

議決に伴う委員会報告書の作成につきましては先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○山下委員長 次に文教行政に關し調査を進めます。質疑の通告がございすから、これを許します。石野久男君。

○石野委員 私はこの機会に学校統合の問題について文部大臣並びに自治庁の御意見を承わりたいと思ひます。

政府はことしの予算で十億一千万円の学校統合に關する予算を計上いたしております。この予算を成果的に使用するために、特にどういうような点に基本方針を置いてこれを実施されますか。また地方自治体における教育委員会に對して、どのようなこの実施のための具体的指導をなさつておられるか、文部省並びに自治庁の關係の御所見を承わりたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 御承知のように、小規模の学校は、普通の規模の学校に比べて比較的低級が割合高であるのに比べて、教育の能率が上らないといふようなことで、小規模の学校を何とか適正な規模にする必要があるといふことは従来からいわれておつたところでございす。たまたま数年前から町村合併が行われるようになりまして、これが国策として取り上げられましたので、文部省としても町村合併に伴う学校統合といふことを予算化いたしました。一昨年から国の補助をこれにつけてという制度を立てたわけで

ございす。ただ適正な規模と申しまして、どの程度が適正であらうかといふことにはいろいろ意見がございまして、議論が分れるところでございす。その中で、文部省としても慎重に取り扱うために、これを中央教育審議会に実は諮問をいたしまして、その答申を得たわけでございす。大體現在私どもの考へております標準的な規模と申しますと、小学校並びに中学校いずれも十二學級ないし十八學級というふうな程度のものを想定してございまして、こゝういったものが無理なく小規模学校の合併で標準規模にまで引き上げられるといふようなことであれば、非常にいいことであるといふことで、私もはさういつた具体的な計画を各市町村から持つてこられる場合に、その補助金をおつけするといふことをいたしております。

○石野委員 自治庁關係の所見はあとで當局が参りましたときに伺うことにして、文部當局にお尋ねします。ただいまの御説明によりますと、大體小、中学校ともに十二學級ないし十八學級を無理なく統合ができる場合には、それに対して補助を与える、こゝういふお話でございす。言葉は非常に簡単でございすが、無理なくといふ言葉が非常に現実の問題を引き起すことになると思ふのであります。大體その無

理なくといふことはどういふようなところに基準を置いておられるか、さういふようなことについてちよつとお説明を願ひたい。

○小林(行)政府委員 文部省として、特に学校を統合するよう積極的に各府県の教育委員会に勧奨するといふことは実はしてないものでござい

まして、これは現在予算も各府県の希望を満たすほどにはございせん。で、積極的に個々の具体的な学校を統合しろといふようなことは実は申ししておりません。円満にそれと申す市町村におきまして、学校を統合しようといふ話し合いができて、ぜひこれについて国からも援助をしてもらいたいといふものがある場合には、経費を応援するといふ形をとつております。なおいろいろ個々の統合の場合には、それぞれの学校の設置されておる環境と申しますか、たとえば地勢がどういふふうになつておるか、あるいは子供が通学する場合に交通状況がどういふ工合になつておるか、いろいろ具体的な条件があると思ひますので、それについては、原則的には申せませんけれども、たとえば学校の通学距離等にいたしまして、大體小学校の児童の場合には通学距離が四キロ程度、それから中学校の場合には六キロ程度といったものであれば、大體妥当なものではなからうかといふふうに考へておるわけでございす。

○石野委員 その場合に、中学校とか小学校などの通学距離が、なるべく六キロないし四キロ以内といふことがありますが、もしそれをバスとか何かの交通機関を利用するやうな場合には、どの辺のところまではあなた方は妥当だと考へておられますか。

○小林(行)政府委員 私どもは、小学校の場合はなるべくバス通学というやうなものはない方がいいのじやなからうかといふふうに考へておりますが、しかし非常に便利な場所であれば、それも使つて通学するといふこともあり得るわけでございす。ただその場合

に、それならば小学校の場合には何キロまではよろしい、あるいは中学校の場合には何キロまではよろしいといふことは、実はそこまでは検討しておりません。その辺のところは、父兄なり学校の設置者でありますところの市町村なりが具体的に考へていただくたい、こゝう思つております。

○石野委員 ただいまのさういふやうな文部當局の考へ方は、具体的に自治庁のいわゆる行政的な指導というやうなものに對しても、十分連絡をおとりになつておられますか。

○小林(行)政府委員 自治庁のそれとの關係の事務當局の方にも十分連絡がついております。

○石野委員 文部當局は、国库補助を申請されてこられた場合には、当然地方自治体とか、あるいは町村等の当事者が話し合いをつけてきておるものと見て、それを審査されるものと思ひますが、その場合に、先ほど述べられましたやうな適格条件といふものは、児童の通学距離とか、その他のいろいろな事情を十分に考慮して補助を与えるのであらうと思ひますが、やはりさういふ審査はなさつてゐるでしやうね。

○小林(行)政府委員 それらの点につきましては、私もとしては及ぶ範囲で十分調査もいたしております。ただ個々の具体的な事例を取り上げます場合には、県の教育委員会にも照会し、また教育委員会のいろいろな判断の資料も私の方でもらつて、さらに慎重な審査をいたしてしております。

○石野委員 茨城県にこゝういふ例があるのです。茨城県の高萩市に東小学校といふのがございす。これが今統合

するための補助をもらって第一期の建設中であります。この件に關しまして、ただいま小松政府委員から御答弁になられたようなことはたいぶ事情が違つた中で統合が行われているように見受けられます。ここで私はその事情を簡単に申し上げますが、これについてあとで文部大臣から御意見を承わりたいと思つたのです。この学校は実は今地方でも非常に問題が起きまして、ものすごく部落が反対したりなんかしているわけです。簡単に申し上げますと、町村合併が行われる際に、実は非常にへんびな山間地帯の合併が行われたわけです。そのときに僻地の山間地帯の町村は、いろいろな關係から町村合併に反対したのだけれども、そのうち特に教育の問題について父兄は強い反対をしましたので、町村合併が行われるときには、中学校、小学校はいじらない、現状のままでいくというような条件をつけて町村合併をするというような事情もあつたわけです。その後昨年の二月に中学校の統合が行われ、この二月に中学校の統合が行われたときにも、急に三月に話し合いが出て、この話をまとめないといふ困るのだというやうなことで中学校の統合をしたわけです。今、高萩市内に中学校の生徒が通学しておる学校を申し上げますと、実は横川、あるいは若栗、中戸川、大能、こういうやうな地域から通学をしております。今小学校の統合が行われるのもこういうやうな地域の小学校なので、特に通学の距離を申し上げますと、違ひものでは約二十キロです。学校から新しい学校への距離だけでもすでに十六キロあります。しかもこの地域は、標高約五百メートルくらいいところから

大体海岸地帯へおりてくるわけです。その間電線が二つもありません。溪谷を利用しての発電所を持っておるわけです。それを今小学生をバスに乗せて通わせている。学校からなお奥地に入りますと約七キロくらいあるわけです。七キロないし七キロ半くらいいところから、横川小学校というところへ児童は通学しているわけです。だから一番奥地から見ますと約二十三・五キロくらいあるわけです。こういう地域へ、この四月一日から学校を統合することによって児童を通学させようというわけです。しかもたとえば今横川小学校へ通学しているその一番奥地である金山という、これは官林事業所のあるところでございますが、この地域からは現在中学生が二十名くらい通つておりますが、バスは大体横川というところまで来るわけです。中学生はバスを使つておりませんが、横川から金山というところは実はまだバスの運転許可がおりておりません。それを今試験運転という形でやっておりますが、当然児童は有料でバスへ乗らなくちゃなりません。こういうやうな山間地帯で有料でバスに乗るといふことはとても困難ですから、児童は朝、懐中電灯を持って横川という無料バスのところまで歩いてくるわけですが、それは二時間くらい歩かなくちゃならない。こういうやうな状態をずっと続けて一年間きかたけです。たつた一年間でありましたけれども、その間児童は——これは私の申し上げるのはただ横川というところだけのことなわけですが、若栗とか中戸川とか、これと同じやうなところがこの地域一帯にずっとあるわけです。この横川の中学生だけでも現在すでに二名死亡してお

ります。その死亡の仕方、学校から帰つてくるといふことで背伸びをしてそのまゝ心臓病で死んでしまつていゝる、こういう状態です。男一人、女一人の死亡者を出している。中学校でさえもこういうふうな無理な統合であるのに、現在東小学校も国庫の補助をいただいて建築をしておりまゝから、どうしても四月一日から統合しなくちゃいけないというので、地元民は非常に反対しておるが、自治体の当事者は何とか形式統合だけでもしてくれと一生懸命説得工作を現在やつております。こういうやうな事情を見て参りますと、学校統合もとり私たちが教育の内容を充実させるためにけつこうだと思つておるが、文部当局がたゞいま申しましたように、中学校は六キロ、小学校は四キロという実情の中で、かりにバスを利用したとしても十七キロも二十キロもあるところを通学させるといふことは、全くむちゃだと思つたのです。現実には生徒はどう言つていゝるかといふと、日曜日になれば普通の生徒さんでしたらあしたはどことこへ行こうと言ふ。ところがあしたはゆっくり休むんだ、寝るんだと言ふ。こういう統合の仕方をされるというのでは許さるべきことじゃないと思つたのです。しかも現実には補助をもらつて工事をやつておるもので、高萩市の当局者は、何としてでも工事の打ち切りをされるといけないから、地元民を納得させて、先ほど申しましたやうに、仮統合というところで、学校はそのまゝ存置するから、何とか仮統合を承認してくれといふやうな了解工作をしておるわけでありまゝ。地元民はさきの町村合併のときには中学校、小学校は

動かさないといふ条件をとつた。中学校を統合するときには小学校は全然手をつけないといふことを言われて、市のためだから仕方がないといふことで納得したのですが、事実上この一年間の事情を振り返つてみますと、父兄についても非常に負担になりました。児童は勉強どころじゃない、健康は非常に低下してきておるという事情であります。ことに父兄の側から見ますと、朝、もういふに電灯を持って通学し、また帰つてくるというやうな事情では親御さんも非常な心配をするわけです。何としても母親の負担が非常に大きいわけでありまゝ。こういうやうな事情は早急に調査の上取りやめていただかなければいけない、こういうふうに思つておるわけです。私は実は県当局や教育委員会などにもいろいろ話しましたが、県当局では地元民が賛成してやつてくれたんだから、そんな不都合はないと思つて上に上げた、こう言うわけなんです。実際は実情をつまびらかにしてないといふやうな状態でございゝます。大金田というところに私も何回か行つておりますけれども、冬の時期になりますと道が凍つてしまつて、自転車さえも使えないわけなんです。そういう非常に危険なところ、しかも約十七キロから二十キロのところを、バスはせいぜい四十分くらいでものすごいスピードで走つてくる。一たび事故を起したら大へんなことになると思つたのです。しかもこれは平坦地ではありません。三、四十メートルの懸崖の細い道を歩いてくるのでありまして、バスのすれ違ふやうなところでものすごい危険を感じるやうなところでございます。こういうやうなことは許さ

るべきことじゃないと思つたのであります。が、こういう事情を文部大臣はどういうふうにお考えになりますか、御所見を承わりたいと思ひます。

○松永國務大臣 石野委員の今お話しになりました茨城県の問題、これは実は驚いたわけなんです。私も山間僻地に生まれて、小学校時代はきつめてひどい道を通つて小学校を終えてきた一人として、今お話しになりましたことに何だかひしひしと胸を打たれるやうな気がする。でありますから、今仰せの形式的な統合といふことは、これは村や市の根面の上では形式統合ができましようけれども、御承知の通り実際学校に通学しております子供に対してはかわいそうだと思つた。この事実は県の教育委員とも打ち合せ、緊急にやりまして、そして私の方でも実地を一つ研究してみます。そしてあまりにひどいやうな状況でありますなら、これは何とか一つ文部当局としても考え直さなければならぬのじゃないかといふふうに考えております。緊急に一つ調査いたします。

○石野委員 私はその大臣の御答弁は非常によくわかりまゝ、満足でございます。もちろん事務的ないろいろな手続もありましようから、調査をしていただきたいのでありますが、まだ逼迫感がないかとも存じますので、ここに地図を持ってきておられますから、簡単に一つ説明しましよ。これが現在の東小学校、これが横川小学校、これが若栗、これが中戸川、この四つの学校を統合するわけです。この距離が、現在バスは直線で行く。これだけでものすごい速度で行く。これだけで

ちらへかけては七キロ、二キロ、こう
いうような事情であります。この学校
などはとても無理だ。ですから調査は
一つしていただきたいのでありますが、
四月一日から形式統合をなさるとい
うことになる、地方自治体の側では
実はその形式統合ということによって
学校の校長を結局なくするわけです。
教室扱いにするというわけです。これ
は将来この地域の学校教育を歪曲し
てしまうことになると思います。私は、
こういうような地方自治当局者の手違
いとかあるは一つの作爲のためにこ
ういう統合がなされて、しかもその
児童が将来非常に不十分な教育を受け
なければならぬような事情になると
いうことは、これはこの時期において
許さるべきことではないと思います。

形式統合などという事を言います
と、何か口車に乗ってしまつて、地元
民は学校は存続するんだからいいじや
ないか、こういうようなことで今当局
者は盛んに説いておるのでございま
すが、しかし教室扱いにされますと教
員も少なくなつてしまふし、施設費も
もちろんなくなつてしまふわけです。
この横川小学校は現在は大抵百二十
名です。こういうところを学級扱いだ
けにしてしまつたら、僻地の教育振興
というものは全然できなくなつてしま
うと思うのです。もともとこの横川と
いうところはこの東小学校に統合さ
るべき地理的環境はないわけござい
ます。むしろ僻地教育の振興法を適用
して、そういう方面でこの教育の充
実をすべきところだと思ふのです。そ
れを市当局者がその地域で非常に優
な学校で、ある人はこの学校は日本一
りっぱな内容を充実にしておる学校だ

いうふうな説いて、市民を納得させよ
うとしておるわけです。そういうりっ
ぱな学校ができるかもしれないが、
一方ではこういうように僻地の犠牲が
出てきておるという事は、教育行政
上からいって非常にまずいと思ひま
す。これは当局は直ちに差しとめてい
ただきたい。このことをいま一度はつ
きりと大臣の方から御答弁をいただ
いておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 先ほど申しました
通り、緊急に調べまして善処します。

○石野委員 この際に大臣にお尋ねい
たしておきたいのです。教育委員会
あり方の問題でございしますが、従来教
育委員会は、公選の時期にはずいぶん
と一般の父兄や児童の意見をよく聞
いて真剣な態度をとつておられたと思
うのです。最近の教育委員会は法の改
正以来、案外に児童や父兄向きでなく
て、むしろ上の方の当局や中央だけ
目を見られる、こういう形が出ておるよ
うに見受けられるのです。今度の場合
でも、実際問題として学校教育の内容
を充実するという言葉の餘に、児童の
健康状態がどうなるかという事は
全然考えていない。それからまたそ
ういう統合をすることによつて、家庭
の負担がどういふふうになるかとい
うことも全然考慮していません。

こういうようなことをこのままでは
りっぱなしにしておきますならば、教
育委員会はかつて父兄の教育に對す
る関心を養な方に導いていくことに
なつて、健全な教育はできないと考
へます。私はこの機会に文部大臣に、地方
の教育委員会に對する指導方針とい
うか、考え方の問題についての基本的な
構想を一つ承つておきたいと思ひ
ます。

○松永国務大臣 御指摘になりまし
た教育委員会の問題は、重要な問題で
す。しかし必ずしも今石野委員の仰せ
られた地方のようなどころばかりでは
ない。あまねく所轄の各地方に普遍的
に教育行政が円満に行われるように努
力してもらつていこうと思ふのです。
しかし一面やはり考えてみると、選挙
によつた時分の方が各すみずみまで骨
折つてもらう度合いが濃かつたのじや
ないかという気がしますが、こういう
面については十分研究してみたいと存
じております。しかし仰せになつたよ
うなそうした誤まつた施設が行われぬ
ように十分注意して、警告を發して
みたいと思ひます。

○山下委員 石野さん、今自治庁の
方には委員部の方から行つてもらつて
おりますが、関係担当者それぞれ地
方行政委員会あるいは参議院その他に
出ておられてどうなつていないと
思ふ。さういふことへ出席することはと
ても困難だと言つてみえたので、さらに
今督促に行つてもらつておるのです
が、出席はともおぼつかないのじや
ないかと思ふので、そのことを一つ御
了承いただきたいと思ひます。

○石野委員 実はこの問題は、文部
局だけではなくて、地方自治庁の指導
が適切でなければならぬという点が非
常に多いと思ふのであります。ただ
ま委員長からのお話によると、地方自
治庁の關係の方々がいろいろの所用
のためこちらに出られないというこ
とでありますので、私は重ねて文部
局に申しますが、地方自治庁との連
携を密にしていただきたい。四月一
日と申しますともうあと半月もあ
りません。

の間地方において、自治体の方で強引
に市民に對して自分たちの意見を強行
されますと、その翌日から児童は非常
に不幸な立場に置かれると思ひます。
今回私の提起した問題は、おそらく茨
城県だけではなくて、各地において同
じような問題を持つておるものと思
はれますので、この際文部当局は自治
庁との連絡を十分とつていただい
て、それが一般の市民並びに児童、父兄に對
して迷惑にならないように、将来教育
上非常に悪い例を残さないように重
ねて御配慮と御努力をしていただ
きたいと思ひます。

○松永国務大臣 御指摘になりました
学校教育の問題につきましても、地方
自治庁とも緊密な連絡をとつて、何
とかしてそういう悪い結果を生み出さ
ないようにやつていきたいと思ひま
す。

○山下委員 平田ヒデ君

○平田委員 私は初中局長さんに一
言だけ申し上げたいのです。時間がな
くはありますが、昨日の午前中、特殊教育
の振興促進に關する懇談会が第三議員
會館の第一會議室で開かれたのであり
ます。私おくれで参りましたので、文
部省の方から出ていらつしたたのか
どうか、ずつと見ておりましたけれ
ども、私のおる間はどなたもお見えに
なつていらつしやしませんで。こ
ういふ特殊児童を持つ方々、私は三
人くらいお見えになつてゐるのじや
ないかと思つたのですけれども、私はあ
いいう人たちの声を文部省の方々に聞
いていただきたいと思ふのです。予算
なども非常に少うございしますし、それ

にことしはまた減つてゐるようござ
います。そういう子供を持つていらつ
しやる父兄の方々、あるいはそういう
子供の教育を担当していらつしやる
方々の声を聞いて下さるだけでも、私
は満足というわけにはいきませんが、
そういうお気持ちがほしい。特殊教育に
ついては、現在課がございせんけれ
ども、私ももととしては課として獨立
したものを持つて、この教育を振興し
たいという考えを持つております。で
から局長さんなどはほんの十分でもよ
うございしますから、お顔を見せて
いただきましていただければ、どんなに
心強く思ふかと考へるわけござ
います。どうぞこういうときには進
んでお出ましなさい、ああいう人
たちの声をお聞きいただきたいと思
ひます。私はさうすることによつてこ
の予算などもふえていくのじやないか
という下心があるわけでありませう
けれども、それをお願いしたいと思ひ
ます。

それからもう一つは、二週間はかり
前のことですが教育大学の付属育学校
の生徒が四十人ほどここに傍聴に参
りました。目の見えない生徒でありま
す。私が案内したのでありますが、あ
の学校は今改築をされておるやうで
す。昨年から始めて、それが二棟で
る予定が一棟の半分しかできておら
ない。それで二階の方の教室におる生
徒たちは便所へ行くとくのもいろいろ
とで大へん不自由なことだと思ひま
す。それであと一千万円ほどありま
すと、その半分以上を足して一棟で
るのだと思ふのでありますが、それが
できない。私はよく調査してないの
ですが、一棟の半分で一千万円では
二棟だと四千万円かと思ひますが、

これが三年計画だということを聞いたわけでありませう。もしそうだとするならば、私は大へん情ないことと思ひますが、ああいう生徒たちのためには特に意を注いでいただきたい。これは全国にたくさんあるわけでもございませう。たつた一つじゃないでしょうか。これなども早く改築を進められてせめて一棟だけでもやっていただきたい。半分にしておくというようなことをせずに、三年計画というようなことはおっしゃらないで、私はせめて三十三年度中に仕上げるくらいなことは局長さんおできになると思ひます。だからそういう点について、ほかの振興法とかかなんとかおっしゃいまして、御自分の直轄である学校がそんなことで、はかに幾ら奨励なすつても無理じゃないかと思ひます。どうかその点について一言お答えをお願いしたいと思ひます。

○内閣府委員 御指摘の点は私もここにございましてと思ひます。私も機会あるごとに特殊教育の方々のお集りには欠かさず出ておるのでございませうが、きのうは国会開会中で参議院で御質問があつたので何うかができなかつたわけでございますが、いろいろ陳情等もいただいておりますので、後によく研究させていただきますと思ひます。

○小林(行)政府委員 東京教育大学の付属の盲学校でございますが、御指摘のございましたように、これは従来木造の教室でございまして、ああいう特別の教育を行なっておりますので、一昨年から改築を始めました。ただ途中で国府台、これも教育大学の付属でございますが、国府台のろう学校の方

も、盲学校の方が改築を始めたからおれの方も始めてくれというので、実は非常に競争になりまして、私ども片方ができ上つてからと思つておつたのでありますが、国府台の方も昨年は手をつけたわけでございます。お話のございましたように、ああいう特殊の教育を扱う学校でございまして、三十三年度にも難司ヶ谷の付属学校の教室につきましたはできるだけ改築の速度を早めたいと思つて、予算も一応確保しております。

○山下委員長 それでは、次に義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案及び盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題となし、審査に入ります。質疑の通告がございしますから、これを許します。高村坂彦君

○高村委員 これは事務当局でもよろしうございませうが、義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案によりまして、国が教材費に要する経費の二分の一を負担するようになることは、ことにけつこうだと思ひますが、それにしてしまつても、今回の予算で出ておりますのは十五億圓、一体今日全国で一年間に父兄が負担しております義務教育における教材費はどのくらいになつておりますかおわかりでございませう。○内閣府委員 P.T.A等の父兄負担にかかると、当然公費で支払うべきものが約百五十八億と報告されておるのでございませう。そのうち教材費関係は約九十八億程度が教材費の系統でございませう。

○高村委員 九十八億の中で、この法律の制定によりまして地方公共団体が二分の一負担するということになりますと、三十三年度の予算におきましては国費が十五億、地方の負担が十五億、三十億ということになつて、それでもなお六十八億圓の負担は父兄が持たなければならぬ、こういうことになるのでございませうか。

○内閣府委員 実はそのほかに理科教育振興法がございまして、この関係で国庫負担が約五億、それに伴ひまして地方負担が五億、合せて四億十億が教材費系統の関係でございします。

○高村委員 この法律案はきわめて簡単な法律案でございませうが、内容はきわめて重要な意義を持っております。私に思ふのであります。今日全国の父兄がその負担の軽減ということに対しては非常な関心を持つておる。ぜひ一つでできることなら父兄の負担のなくて済むような方向に、今後御努力をいたしていただきたいと思ひますが、文部大臣のこれに対する御所感を伺いたいと思ひます。

○松永国務大臣 仰せのように、これは義務教育費でありませうから、当然公共団体並びに国家が負担せねばならぬことは申すまでもありません。これをP.T.Aあるいは父兄に負担させるということは、私も不合理な話と存じますので、できる限りこの負担の軽減をはかつていきたいというふうに考へまして、本年度も相当努力はしたのであります。右申し上げるような程度に落ちついたのであります。これはもう来年度はもちろんのこととせひ努力をいたしていき

たいというふうに考へております。

○内閣府委員 ただいま大臣からお答えがありました。この教材費の系統の關係の経費は、本来市町村でまかなうべき経費でございまして、教材費の国庫負担及び理科設備の国庫負担、それに見合ふ分の地方負担分は、地方財政計画で交付税交付金の方で市町村の経費を充実にしておりますので、この關係の経費を今年度は大幅に単位費用の引き上げを行ひまして、教材費の地方負担の十五億と合せて約五十億の財源措置をいたしましたので、私どもはある程度P.T.Aの軽減に役立つかと思ひまして、この旨を近く通達いたしました。できるだけ父兄負担の軽減に資するように教育委員会御配慮を煩わしたいと思ひます。

○高村委員 これは政府委員からでけつこうですが、この法案内容によりまして、小中学校における教材に要する経費について国がその二分の一を負担する、こういうことになつておるわけです。今のお話を承りますと、地方は交付税等によつてさらに相当額を負担する、そういうことになりまして、實際においては国がその二分の一を負担するのではない。結局予算の範囲内においてことしは十五億、あとから地方が幾ら負担しても、それは国として来年度の予算でこれを追加的に見ていく、こういう制度ではないわけでありませう。その点を確かめておきたい。

○内閣府委員 これは本来教材費につきましては市町村が負担すべき経費でございませう。そこでそのうち国は教材費の一部を負担しております。ところがこれですと、どうしても地方は負担金を出していただけないというところもございまして、最小限二分の一は負担していただく、こういう趣旨で地方財政計画にさらに十五億をふやしたわけでございます。もちろんこれだけでは三十億ですから足りませんので、地方教育費を充実にするという意味におきまして、今回単位費用の引き上げを行ひまして増額した次第でございませうが、今高村委員の御指摘になりました点の通り、さらに地方は負担することが必要である、こういう意味に解釈していただきたいと思ひます。

○高村委員 私はその点について若干の疑問を持つておるのです。元來この義務教育の経費というものは、教材費は地方が負担すべきものだというふうなきめてかかることについて、私は若干の疑問を持つておる。実は教員の給与費については、これは都道府県が負担しておりますが、これは二分の一の国が負担しておる。ところが今度施設費につきましては、本日その提案理由の御説明がありましたように、国がこれを負担すべきものだという建前が大体できておると私は思ふ。そういう意味からいへば、教材費も考え方としてはやはり国が当然一部を負担すべきものだ、こういうふうな考へていいのじゃないか、その点はどうかと思ひます。

○内閣府委員 この地方財政法によりまして、また学校教育法に基きまして、教育費の負担は設置者負担の原則になつておる。義務教育につきましても地方負担が原則でござい

ろがこれですと、どうしても地方は負担金は負担金でもらつておいて、地方負担分を出していただけないというところもございまして、最小限二分の一は負担していただく、こういう趣旨で地方財政計画にさらに十五億をふやしたわけでございます。もちろんこれだけでは三十億ですから足りませんので、地方教育費を充実にするという意味におきまして、今回単位費用の引き上げを行ひまして増額した次第でございませうが、今高村委員の御指摘になりました点の通り、さらに地方は負担することが必要である、こういう意味に解釈していただきたいと思ひます。

○高村委員 私はその点について若干の疑問を持つておるのです。元來この義務教育の経費というものは、教材費は地方が負担すべきものだというふうなきめてかかることについて、私は若干の疑問を持つておる。実は教員の給与費については、これは都道府県が負担しておりますが、これは二分の一の国が負担しておる。ところが今度施設費につきましては、本日その提案理由の御説明がありましたように、国がこれを負担すべきものだという建前が大体できておると私は思ふ。そういう意味からいへば、教材費も考え方としてはやはり国が当然一部を負担すべきものだ、こういうふうな考へていいのじゃないか、その点はどうかと思ひます。

○内閣府委員 この地方財政法によりまして、また学校教育法に基きまして、教育費の負担は設置者負担の原則になつておる。義務教育につきましても地方負担が原則でござい

ます。そこで例外的に給与費につきましては二分の一の国庫負担をいたしたわけであります。さらに建物につきましても二分の一ないし三分の一の負担を国がしておるわけでございます。そうでないものの経費つまり学校の運営費につきましても、原則として市町村でなく都道府県のいわゆる地方負担が原則になっておるわけでございます。特に教材費を義務教育で取り上げた理由のものは、PTAの負担が一番こなしわ寄せされておるといので、国が負担をいたしたわけでございます。しかしながらこの額が少いので、これだけでよろしいということになりますと、やはりPTAに負担をかけるということになりますので、そういうPTAに負担をかけるということは好ましくないと考えますので、地方負担を原則にいたしまして、必要最小限度のものを国が持つという考え方に立っておりますので、もちろんこの教材費の国庫負担もふやしまして、また同様に地方の負担分もいたしまして、そしてPTAの負担を一日も早く解消いたしたい、かように考えております。

○高村委員 その問題につきましては、私はいろいろまだ若干の議論をする余地があるかと思いますが、これはまあ見解の相違でございますから、これにためておきます。

次に育学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたしますが、この特殊教育の振興というところが、私は、先ほど平田委員からお話ございましたように、非常に重視されなければならぬ段階にきておると思うのです。私もきのうこの特殊教育

の振興促進に関する懇談会に出まして、実はしばらくおりました、こうした不幸な子弟を持つておられる父兄の方々の切々たる意見も伺ったのですが、やはりこれは今日日本の教育の一つの盲点になっておるのじゃないか、こういうことを感じたわけなんです。そこでぜひこれは一つ文部省としても、こういう問題をもう少し計画的に重視して進めていくということが必要であらうと思うのですが、それにつきまして、きのうの要望の中にもございまして、文部省の初等中等教育局の中に独立の課を一つ置いてもらうことが必要じゃないか、こういうことを考えるのであります。これまで同局の中に特殊教育室というのがあったのです。ところがこれを行政整理で廃止されたのですが、しかしこれはみそもくも一緒にしてそういうものを整理するということは、間違っておると思うのです。まずこうした特殊教育に関する課が特設されますと、そこで十分調査もされ計画もされて、こうしたほんとうに不幸な方々の教育について国家としても充実した政策が実施できるようなことになると思うのですが、これに対して文部大臣はどういうお考えを持っておられますか。一つ御所見を伺ってみたいと思います。

○松永國務大臣 御承知の通りこれはもとと一課をなしておいたのです。それが簡素化の、行政整理のために、これもほんとうに必要であるのにもかかわらず、これを取りはずしてしまつて、今御指摘になった通り室になっておるわけです。どうしてもこれはやはり一課を設けて、御指摘の通りあのかわいそうな特殊教育を受ける人々を何

とかしなければならぬというふうに考えておるわけでありまして、これは省内でも問題にしております。御指摘のようにもうこんな室なんかで、わずかな——これはまあ人間を特にふやす必要はありませんけれども、しかし必要に応じてやはりそれぞれの事務も充実させなければ、手が届きません。ぜひ一つそういうふうにやりたいと思つて、今検討を進めております。

とかしなければならぬというふうに考えておるわけでありまして、これは省内でも問題にしております。御指摘のようにもうこんな室なんかで、わずかな——これはまあ人間を特にふやす必要はありませんけれども、しかし必要に応じてやはりそれぞれの事務も充実させなければ、手が届きません。ぜひ一つそういうふうにやりたいと思つて、今検討を進めております。

○高村委員 育学校、ろう学校並びに養護学校への就学奨励法というものがございまして、この中の義務制になつておる小中学部につきましては、もちろん国として相当めんどろを見ておるわけでありまして、今回幼稚園、高等部についても、この法律の改正により、また予算の措置によつて若干の進展を見ると思ひますが、私どもはそうした方々の実情をいろいろ聞いてみまうと今回の措置だけではまだ足らぬような気がする。たとえば現在の支給項目といふものをさらにふやして、そういう方々の通学等の便をはかり、また教育の充実等に資することが必要だろうと思ひますが、こういう点について、これは予算の措置もございませぬからやむを得ないかと思ひますが、こうした問題について、これは将来の問題でございまして、一つ文部当局の御決意を伺つておきたいと思ひます。

○内閣府委員 御承知の通り義務教育につきましてもは教科書、給食、そのほか寄宿舎の雑費あるいは通学費等についての助成が出ておるわけでありまして、今回の改正によりまして高等学校につきましても教科書のほかに新たに給食費の補助を見たわけでございまして、私どもは義務教育にできるだけ線

をそろえたいということで全部を要求して参つたのですけれども、大蔵省とのいろいろ折衝の過程におきまして、逐次義務教育の線にそろえる、こういうことで基本的に了解しておりますので、今後逐年増強いたしまして、なるべく早く義務教育と同じような線にそろえたい、かように考えます。

○高村委員 これはぜひ一つ御努力をお願いしたいと思います。

次に契は当委員会第二十四回会におきまして付帯決議をいたしておるわけでありまして、その付帯決議では、義務教育諸学校における特殊学級というものを整備充実するような法律を制定していただきたい、こういうことには相なつておつたと思うのであります。が、これについてその後文部省ではどういふふうに検討し、また努力をしてこられたか、お示しをいたしたいと思います。

○内閣府委員 特殊学級の整備につきましては、御指摘の通り私どもも非常に必要性を痛感しております。現在大体小、中合せまして約千五百程度でございます。それに収容しておる児童生徒の数は約二万五千でございます。もちろん不備でございますので、これをできるだけ助成いたしたいと考へまして、昨年度に引き続きまして今年度も特殊学級の設備費補助というものを予算に計上しておるわけでございまして、額は少々ございまして、八百万円程度を計上しておるわけでございまして、今年も前年度に引き続き特殊学級の設備を充実し、さらに管理局の方で所管されておりますところの特殊学級についての建物の経費等もございまして、その両面を通じて整備いたすこ

とが一つでございます。さらにもう一つはこれも本国会に提案いたしております義務教育の定数標準に関する法律によりますと、一学級特殊学級の場合には十五人です。この場合には一人定員を配当するような規定もございまして、この面を定員面で新しく今度は立法化したいたしたわけでございまして、御指摘になりました立法化全体については、まだその域には達しておりません。今後十分検討いたしたいと考えております。

○高村委員 一体現在特殊学級の対象になる人数がどのくらいおるか。私が聞きましたところでは八十万以上おるといふふう聞いておるのですが、その中で、今伺いますとわずかに二万程度がようやく特殊学級として特別な取扱ひを受けておる、こういうことでまことに心細いように思ひますが、この数が正確にわかつておりましたらお示し願ひたい。

○内閣府委員 これも推定でございまして、今御指摘になったように大体八十五万程度を推定いたしております。

○高村委員 育学校及びろう学校の幼稚部、高等部のことにつきましては、今日まだ法律の制定によつてこれを國家がめんどうを見るということになつておらないのであります。従つてもこれに対する財政援助が國としてできない、地方まかせ、こういうことになつておりますので、地方によつては、その地方の財政の状況等によつていろいろ扱い方に高下があるうと思ふのです。やはり一般の学童と違つて、こうした気の毒な人に対しては、先ほど申しましたように私は國家

が特別な施設をするということが必要だろうと思うのです。そういう意味からして、地方財政の非常に窮乏なために、所によつてめんどろを見るに十分でないというところが非常に多いようでありますが、こういうものを何か法律で規定して、国も若干めんどろを見て、ある程度一定水準のもとにめんどろを見るというような考え方をすることがいいのじゃないかと思ひますが、これについて文部当局はどういうふうに考えておられますか、伺つておきたいと思ひます。

○内閣府委員 御承知の通り盲学校、ろう学校については、すでに義務教育として給与費も二分の一負担、あるいは建物も二分の一負担、教材費も国が二分の一負担になっております。それから御指摘になりました精養、その他肢体不自由等の養護学校につきましても、義務教育につきましても、義務教育に準じて建物も二分の一負担、教員の給与費も二分の一負担、教材費も二分の一負担、こういうふうになつて、事実上義務教育と同じような線にそろえておるわけでございます。私もこの法律の適用によりまして、地方にアンバランスのないように期待しておるのでございます。特に本年度は国立の肢体不自由の学校を教育大学の中に新設することにいたしましたので、これがモデル・スクールになることを期待しておるわけでございまして、地方もできるだけの国の財政援助と期待つてこういうものの教育のために御努力願ひたいと思ひます。

○高村委員 私はきわめて気の毒な子供のために、国家として見るところがあまりにも少な過ぎると思ひます。しかし漸次前進してきていることは認めますが、なるべく歩度を早めて、こうした方々の父兄の気持ちも十分察していただいて、この問題が国家としても大きく取り上げられる、そしてそうした方々が早く社会のために尽し得られるような道を講じていただきたい、このことを特に希望いたします。私の本法案に対する質疑を終らしていただきます。

○平田委員 関連して。私は雪の多い東北地方でございまして、盲ろう学校の中に屋内体操場を持たないところが非常に多いのでございまして、それに屋内体操場ばかりでなくて、民家を借りて、そしてめくらやおしの子供の教育をするところが多いのでございまして、それがまだ改築も思うようにならず、そういう状態でございますけれども、外の運動場も持たない、それから屋内体操場も持たないという盲ろう学校は全国ではどれくらいに上つておるのでしょうか。私、その辺の学校に参りますと、一体文部省ではめくらやおしの子供たちは運動はしなくてもいいと考へておるのでしょうかという質問を受けます。私は、そんなことは文部省は考へておりませんとは申しておりますけれども、出したとは思つてもなかなか思うようにならないし、県の方の負担も容易じゃないらしいのでございまして、どんなふうにお考えになつていらっしゃるか。それから教員などいしておきます。

○小林(行)政府委員 盲ろう学校に屋内運動場を作ることとでございまして、私、実は数字に関する資料を今

持っておりますので的確な答えはしにくいのでございますが、ただこれから盲ろう学校で屋内運動場を建てたいという場合には、従来も実上行上補助をおつけしております。二分の一の補助をおつけしている例が年々ございまして、ですから特に御希望のあります向きについては県を通じてお申し出をいただければ、文部省の方で取り計らいができると思ひます。

○平田委員 そうすると補助は確実に幾らでも出していただけるということとでございましてね。お申し出があればとおっしゃいますから、そういうふうな地方へ行つて申してよろしゅうございませうか。二分の一は出ますのですか。

○小林(行)政府委員 従来は盲ろう学校についてはやはり校舎の不足分を補うという建前で予算をもらつておりますが、特に事情がございまして屋内運動場を建てたいという分については、予算の範囲内で補助をおつていただきます。

○平田委員 もう一点だけでございますが、特に寒い方ではめくらの子供が点字をいたしますけれども、薪炭費が非常に不足しております。ちょうど目あきの子供が夜学校に行つていて電灯が消えているのと同じで、手が凍つてしまつて点字が打てないでございまして、そういうことを考慮してほしいという声も起きているのでございまして、この点についてはいかがでございませうか。

○内閣府委員 これは地方財政計画の問題でございまして、地方財政の中で盲ろう学校とか、そういう特殊学校の経費を十分に見てあげることが必要だと思つております。そういう意味から、従来その他の教育費の中にありましたのを、その他の教育費の中から特殊教育の経費は別にいたしましたので、私もその経費を上げることによりまして、できるだけ豊かに盲ろう学校の経費を見るように今後も努力をいたしたいと思つております。

○平田委員 どうぞ今のお言葉の豊かに、ほんとうに実現していくようによろしくお願ひいたします。

○石野委員 関連して。この際PTAの運営の問題について大臣に一つ伺ひしておきたいのでございまして、PTAが今教材費とか、施設費等に非常に父兄の立場からも協力しているわけですが、それは非常な額に上つておつて、文部当局もそれをなるべく少くしようとするのを今度いろいろお考えになつておられると思ひますが、現実にはPTAの会長とか、理事者というものは、実は学校に積極的な協力をし、学校の施設をよくするとかなんとかすることの一つの誇りに感じているようでありまして、そのためにすばらしく広大な計画を作りまして、それをPTAの会員に押しつけると言つてはいけません。結果的には押しつけるような形が出てくるような現状があるように見受けられるわけですが、どの親にしても子供を学校に入れている以上は、やはりなるべく設備をよくしようという考え方を持つというのには当然なんぞございまして、そういうことに対してはまづこうから反対できませんが、実質財布から勘定しますと、非常に大きな問題が出てくるわけですが、ただしそれに反対をするということになると、どうも子供がいじけてしまふとかなんとかいうことで、父兄が非常に微妙な立場に置かれて苦しんでいるという実情があるわけでございまして。現在東京あたりで私どもの調べたところでは、小学校あたりでも大体年間一万円以上の金はPTAに使われているんじゃないだろうか。それから中学あたりになりますると、少くとも一万二千円ないし三千円ぐらいの金が使われている。こういうことになれば、東京都内でもし中学に二人、小学校に二人というふうなことになるかと、年間約四、五万円の金を使うことになつて参ります。これは地方においても大体その半額程度は必ず負担をしているものと思ひます。この際このPTAの会長さんないし理事者が、積極的に学校の施設とかあるいはその他教材費等の不足を補うための協力態勢を作ることにはけつこうだけども、これを今の情勢のままでほつておきますと、これは父兄にとつては負担が増加するばかりで、とめどなく広がっていくものだから、こういうふうな考えられまして、文部当局はこのPTAに対する指導の問題——会長さんのリードする形に對してどの辺のところをめどを置いて指導されるか。とにかく野放しで、理事者が協力するのはそれはけつこうだから受けまふよというふうな態度をとるのか、そういう点についての大臣の所見をこの際承つておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 石野委員の御質問もことにもつともなこと、私もこれを一併どうすればよろうかというようにふだんからいろいろ研究を重ねておるわけなんです。と申しますのは要するにPTAは学校と家庭との連絡、そして円満な教育を施していくというこのためにある。しかしさればと

いって、あまりに消極的に与えられた学校と家庭との間の連絡だけで、あとには一歩も踏み出してくれないなどというようなことになり、先ほど仰せになったようにやはり教育の振興という面に非常に支障を来たす面がある。でありますから、PTAの会長などになつておられることを一種の名譽と心得て、そうして一生懸命活動してもらいたいことはやまやまですけれども、さういふ活動が激烈になりますと、仰せになつたように経費がかさんでくる、その経費はわれわれの念願しないほかの方面にまではみ出して、くるといふような面もあるであります。従つてこの点は、やはりほどほどにやつてもらうといふことよりはかたにないのだと思ふのですが、申すまでもなく、義務教育は御承知の通り無償が原則でございますから、そうしたいろいろな負担をPTAもしくは父兄にかけるということは、これはもう何とかしてやめなければならぬといふふうに考えております。従つてそうした負担を軽減するよう、文部省当局としては非常に努力を重ねてきています。でございますけれども、しかし御指摘になりましたPTAの負担並びに父兄の負担等については、これは非常に研究をしているところでございます。何とかして、消極的に落ち過ぎていかぬし、さればといつて積極的により膨大な計画を立てても、やはりいろいろな点に弊害を及ぼすといふことになり、そのうした面のないように一つ指導してみたいといふふうに考えております。

○石野委員 PTAが学校教育に対して協力して、なるべく教育のなをよくしようといふために、あまりに消極

的になつてはいけないといふことは私もよくわかりますので、その点は大臣の言われる通りだと思います。ただ積極的な者があまりに積極的過ぎて、事實上はこの問題は各地で大きな問題になつていくわけです。このことは文部当局もすでに御承知のことだと思ひますので、これについては、ただ考慮しているだけではなく、何か一つ大臣あたりが積極的に指導するといふことが大事なんではないかと思ひますが、そういうような意図をお持ちになつておられるかどうか伺いたい。

○松永国務大臣 御指摘のようなことを念願いたしまして、時間の許す限りそうした会合に私は出て行きます。右の趣旨を訴えているような次第なのであります。なお今後とも一つ続けて大いに——今言う通りあまり積極性を持つてもらつても困るが、さればといつて投げやりの消極性でも困ると思ひまして、先ほども適当な表現の言葉がありませんので、ほどほどにやつてもらいたいと言ひましたが、その点を一つよく理解してもらおうといふふうに考えております。

○石野委員 この問題は、東京なら東京という一地域における問題ではございませんで、全国的にそういう傾向がきつめて顕著であります。これは推測の範囲ではないと思ひます。大臣ができるだけ出向いて行つてといううなことは、この弊害を除去することとはできない。私はむしろやはりこの際文部当局は十分な検討を加えた上で、何かの指示をなさる必要があるのではなからうか、こういうふうに思ひますけれども、大臣はそれについてはどういふふうにお考えになりますか。

○松永国務大臣 十分その弊害の面もわれわれは認めておりますので、さらに本日あなたの仰せになつたことをよく検討いたしまして、そうして一つ緊急に指示をしたいといふふうに考えます。

○山下委員長 本日はこの程度といたします。

これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

〔参照〕

日本育英会法の一部を改正する法律案（内閣提出第八七号）に関する報告書

（別冊附録に提載）

昭和三十三年三月二十一日印刷

昭和三十三年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局